

# 阿保親王墓墳丘外形調査および出土品調査報告

加藤一郎 土屋隆史 的場匠平

## はじめに

阿保親王墓（以下、「当墓」と呼ぶ）は、兵庫県芦屋市翠ヶ丘町に所在する。当墓の遺跡名称は、阿保親王塚古墳である<sup>(1)</sup>。今回、当墓の保全・管理に資することを目的として、墳丘外形調査を実施することとなった。また、墳丘外形調査の実施とあわせて、当墓に関連する出土品や文書類の調査も実施した。以下では、これらの調査について報告する。

（土屋隆史）

## 1. 地理的・歴史的環境

すでにふれたように、当墓は兵庫県芦屋市翠ヶ丘町に所在する。東西方向にのびるJR東海道線と阪急神戸線のあいだに位置しており、現状では周囲の開発によって住宅地に取り囲まれた状況にある（第1図）。

当墓の地形的な環境は、おおまかにみると六甲山系から芦屋浜にいたる南向きの緩斜面に位置する。より詳細に現地を歩いて確認すると、当墓の北側（山側）では阪急神戸線にいたる区間で、本来であれば北側（山側）に高まっていくはずの傾斜が下降していることを確認できる。したがって、微細な視点によれば、当墓は南北方向における斜面の最高所に立地するものとして位置づけることができる。また、東西方向でみると、当墓は宮川へ向かう西向きの緩斜面の途中に位置している。このことを重視すれば、当墓は南側（海側）よりも西側を意識した選地となっている可能性がある。

当墓の東側には、四ツ塚と呼称される四つ（あるいは六つという伝承もある）の墳墓の存在が指摘されており、当墓の北側に存在する駒塚とあわせて、「翠ヶ丘古墳群」とする見解もある<sup>(2)</sup>。また、当墓から1kmほど南方では、金津山古墳（帆立貝形前方後円墳：墳長約55m）や打出小槌古墳（前方後円墳：墳長約58m）といった、ともに5世紀後半に位置づけられる古墳が確認されている。

ところで、阿保親王は第51代平城天皇の皇子である。近世段階において長州藩毛利家は、平城天皇の皇子である阿保親王を始祖とし、大江家、そして毛利家へつながるという自己認識をもっていた。その関係から当墓は近世段階において長州（萩）藩によって修補されたという歴史的経緯がある。その修補の詳細については、山口県文書館所蔵史料の報告においてふれることとする。

（加藤一郎）

## 2. 来歴と調査の経緯

### （1）治定にいたる経緯

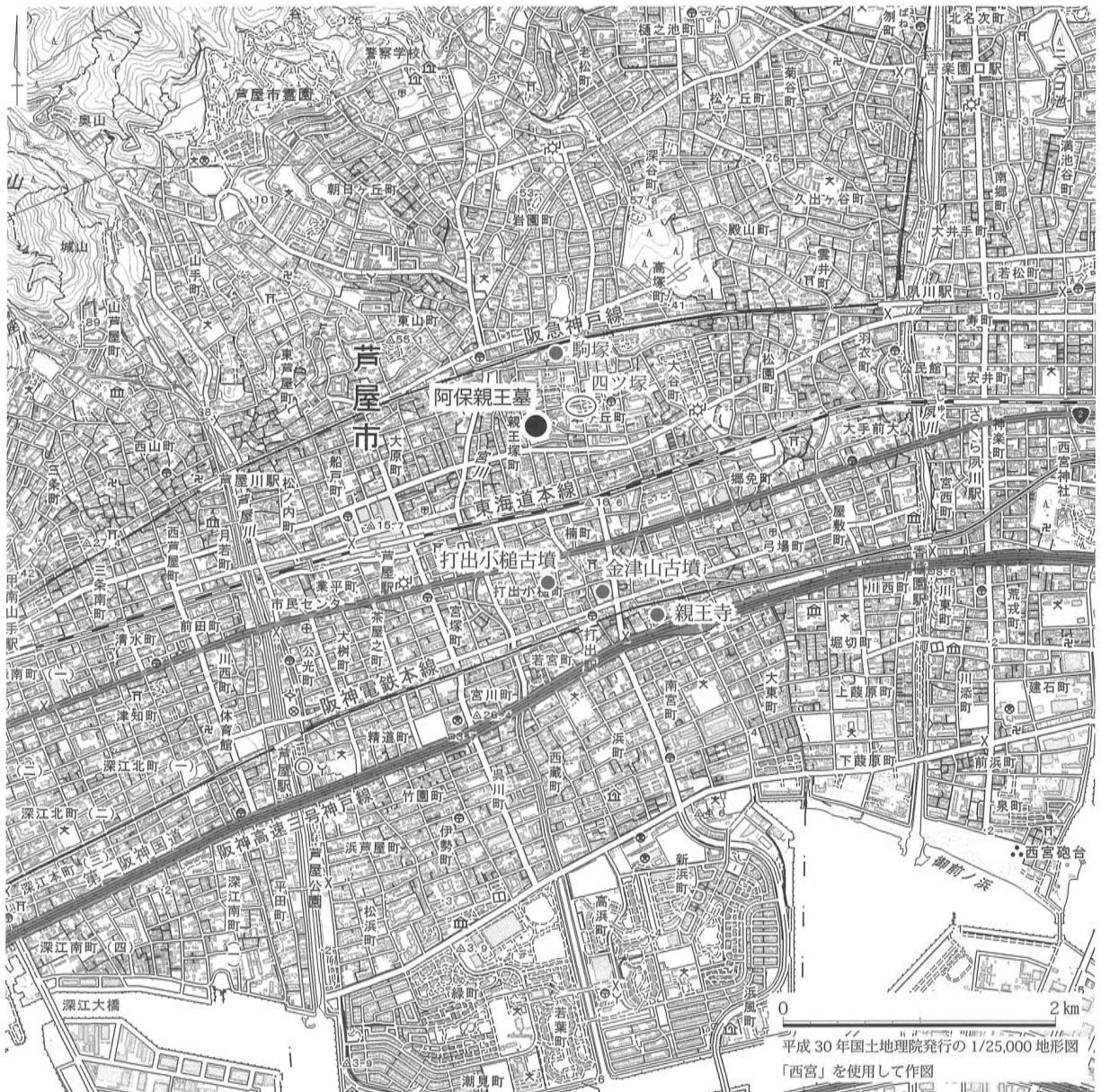
阿保親王は、承和9年（842）10月22日に薨去した<sup>(3)</sup>。同親王の墓が古代・中世にいかなる変転をたどったのかは不明であるが、近世においては、現在阿保親王墓に治定されている摂津国打出村の親王塚のほかにも、現在の大塚陵墓参考地に相当する河内国大塚村の大塚山など、複数の伝承地が存在したことが知られる。それらのうち、親王塚については、近世後期に長州（萩）藩が阿保親王墓に治定し、修補が行われている<sup>(4)</sup>。

明治政府による阿保親王墓の治定は、墓掌丁が設置された明治8年（1875）であると考えられるが<sup>(5)</sup>、その理由が記されていたはずの勘註（理由書）・決定書類は、関東大震災によって失われている。ただし、昭和3年（1928）に臨時宮内省御用掛・外崎覚が作成した本墓の考証書類に、明治期の治定理由に関する証言が記載されている。外崎によれば、同治定は、阿保山親王寺の縁起や、「摂津志」等の近世の地誌類に基づいて行われたものであるという<sup>(6)</sup>。

（的場匠平）

### （2）既往の調査と今回の調査の経緯

阿保親王墓に関する調査としては平成19年（2007）に当庁が実施した外構柵改修工事に伴う立会調査がある<sup>(7)</sup>。東側北半と西側北半の外構柵設置に伴う調査であり、深さ0.5～0.6mほどの掘削であった。遺構、



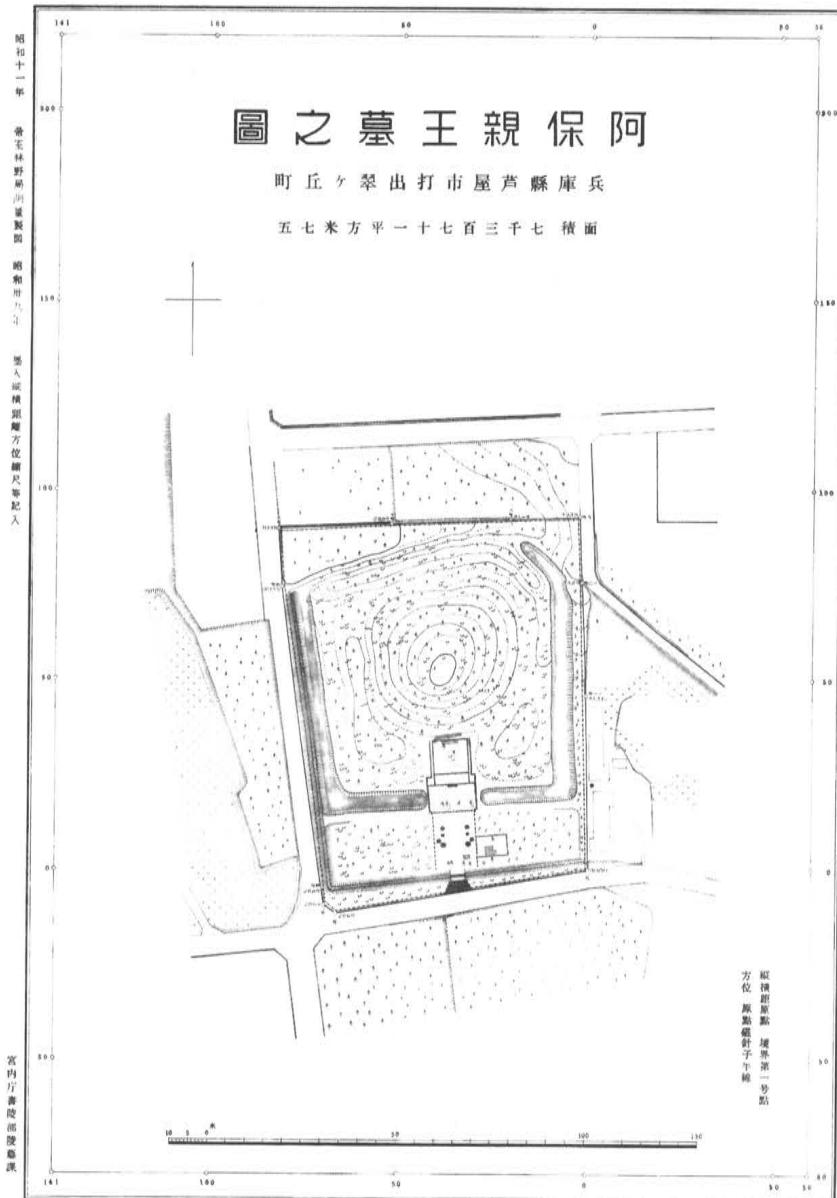
第1図 阿保親王墓 位置図 (1/25,000)

遺物は検出されておらず、西側では地表下 0.4m で地山が確認された。地山は自然地形とは異なり東に向かって下がっていることから、人為的な造成の痕跡であるとされている。

また平成 16 年（2004）11 月～平成 17 年（2005）1 月には、当墓の東側隣接地において開発にともなう発掘調査が芦屋市教育委員会によっておこなわれた<sup>(8)</sup>。当墓が前方後円墳であるとすれば旧地形から北東側に前方部が延びる可能性があり、調査範囲がその前方部に相当する場所であったため、関連する遺構が検出される可能性が想定された。だが、結果的にそうした遺構は検出されなかった。

当墓の測量図については、帝室林野局が昭和 11 年（1936）に測量し、昭和 39 年（1964）に製図したものがある（第 2 図）。また、平成 21 年（2009）には、隣接の住宅環境等の変化を把握することを目的とした当庁の陵墓地形図作成事業として、測量図が作成された。これらの測量図は目的が隣接の把握にあるため、等高線の間隔が 1 m であり、墳丘形態や構造の詳細な検討をおこなうためには情報が不足していた。そこで今回新たに、学術的にも陵墓管理にも有用となるような精細な測量図を作成することとなった。

測量図の作成にあたっては、平成 21 年（2009）の陵墓地形図作成事業の際に設置された、世界測地系に



第2図 阿保親王墓 旧測量図 (1/2,000)

基づく基準点、水準点を使用した。水平位置の座標系は平面直角座標第V系を用い、水平基準は東京湾平均海面（T. P.）を用いた。測量はトータルステーションを用いた平板測量であり、縮尺1/100、等高線間隔25cmの原図を作成した。

墳丘外形調査と親王寺における関連資料調査は加藤一郎と土屋隆史が担当し、平成30年2月15日～28日にかけて実施した。なお墳丘外形調査にあたっては、芦屋市教育委員会の竹村忠洋氏、森山由香里氏からご教示いただくとともに、現地の管理を担当している非常勤陵墓守部の塙田俊氏にお世話をなった。

また、山口県文書館における関連資料調査は的場匠平が担当し、平成30年3月1日～3日に実施した。

(土屋)

### 3. 墳丘の調査

#### (1) 墳丘の所見 (第3～5図)

**墳形と構造** 詳細は後述するが、後世の整備によって本来の墳形が改変されているため、墳形、規模、構

造について確定できるような情報を、測量調査からは得ることはできなかった。

**墳頂付近** 陵墓地の中心部には円形の高まりがあり、その周りには巡回路が設置されている。巡回路の北西部では葺石の可能性がある石材が並んで露出しており（図版2-2）、この近くの巡回路からは円筒埴輪片も表採された（第8図）。どちらも古墳時代の墳墓にみられる特徴であることから、この円形の高まりは古墳の墳丘をある程度反映したものであると考えられる。

現状の墳頂部の標高は29.854mであり、巡回路南側から墳頂までの高さは約3.9mである。南の拝所側は、他の箇所と比べて直線的な等高線が巡っており、急な斜面となっている。拝所が整備された際に、墳丘も削られて改変された可能性が考えられる。

**墳丘外側** 巡回路の外側は、北側と西側では0.5～1.0mほど低くなっている、東側では巡回路とほぼ同じ高さの広い平坦面が確認できる。北側と西側の窪みは周濠であるかのようにも見えるが、東側では明確ではない。巡回路で墳丘が削られているため本来の墳形を推測することが難しく、周濠が巡っていたと確定することはできない。

**江戸時代の修補** 墳丘の周囲には、凹形の深い濠と堤が凡そ方形となるように設けられている。江戸時代の文政5～7年頃（1823～1825年頃）には、長州（萩）藩によって整備された。また、第5章でも述べられているとおり、長州（萩）藩による整備がおこなわれるよりも前の時点で、既に濠と堤はみられたようであり、複数回にわたって墳丘の周囲の整備が実施されてきたことがわかる。拝所を除いた南と東西に濠が設けられており、濠は直線的な形態を呈している。濠の深さは南側で約1.8m、西側で約2.0m、東側で約2.0mである。一方、北側では高さ約2.0～3.0mの堤が造られ、外側の平地と区画されている。堤は外側に湾曲した形態を呈している。濠も堤も外側から区画するという点で役割は同じであるが、場所によって両者が使い分けられている。

**絵図との比較** 山口県文書館所蔵文書の詳細については第5章を参照されたいが、ここでは現状の墳丘と文書に添付されていた絵図を比較検討する。絵図には江戸時代の長州（萩）藩による整備前の阿保親王墓の状態を描いたものと、整備後を描いたものがある。整備前の絵図としては、『阿保親王御廟詮議』に添付された絵図（山口県文書館所蔵、請求番号：毛利家文庫3公統0102）（第6図1）と『兵庫打出村阿保親王御墓之図』（山口県文書館所蔵、請求番号：毛利家文庫58絵図1098）（第6図2）がある。両者ともに斜め上から俯瞰した状態で描かれているが、後者では墳丘が円形に、前者では墳丘が南東方向に間延びして描かれている。描かれた角度が違うのか、絵の表現の違いであるのかは確定できないが、江戸時代の時点で円墳に近い形であったようである。現状の墳丘内側とそれほど大きな違いはない。

当墓の東側には「四ツ墓」とされた4つの小さな円墳が描かれている。これらは現状ではみられない<sup>(9)</sup>。当墓は単独墳ではなく、元々は群をなしていたことがわかる。なお後述するとおり、芦屋市所在の親王寺には当墓出土とされる遺物が所蔵されているが、石帶はこの四ツ墓から出土したものであったようである。

整備後の絵図としては、「御墓修理成就之図」『阿保親王御廟詮議』（請求番号：毛利家文庫3公統0102）（第16図絵図③）などがある。この絵図は現状の墳丘と共通する点が多い。参道が西側に出ている点は異なるが、拝所前の土地の形は現状に近い。また、北側の堤が外側に湾曲している点、東側と西側に南北方向の濠がみられる点は現状の墳丘と共通している。絵図に描かれている墳丘の周りの道は、現状の巡回路の外側のくぼみに相当するであろうか。「御墓修理成就之図」は、墳丘をある程度忠実に描いたものと考えられる。なお、整備後の絵図は他にもみられるが、第5章で指摘されているように現状の墳丘と異なる点が多く、事業当初の完成予想図といった性格のものであり、注意が必要である。

（土屋）

**円筒埴輪列** 現状から本来の墳丘の形状を推測することが難しいことを指摘したが、その手がかりとなる情報がないわけではない。それは、円丘の周囲をめぐる巡回路において確認された円筒埴輪の位置である。今回の調査において、円筒埴輪は円丘の西側で計5個体確認されており、そのうち4個体は連続して列をなす状態で確認することができた（第5図）。この連続する4個体については、採集せず現地保存した。

この埴輪列は、現状では円弧をえがくというよりもむしろ直線的であり、第8図で示した円筒埴輪の採集



第3図 阿保親王墓 墳丘平面図・断面図 (1/400)



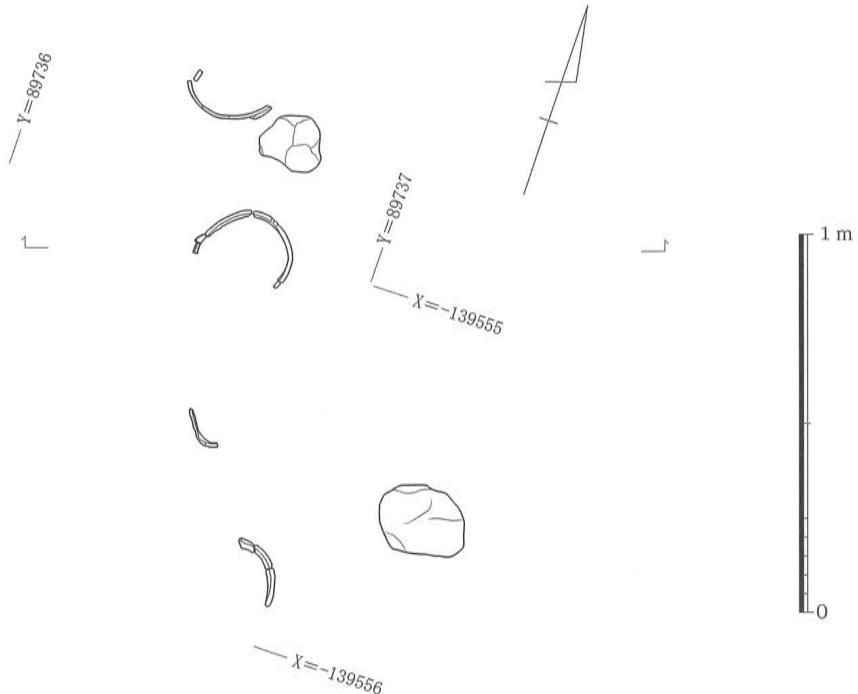
第4図 阿保親王墓 墳丘平面図（2）(1/600)

位置も、おおよそこの延長上にあたる（第3・4図）。この埴輪列は、第5図の断面図において示したように、平坦な巡回路部分から円丘の斜面へと変化する屈曲部分に位置している。したがって、平坦な巡回路部分が古墳の段築におけるテラスを反映したものであるとすると、通常は平坦面の外側に設置されるはずの円筒埴輪列とは離れてきたこととなる。

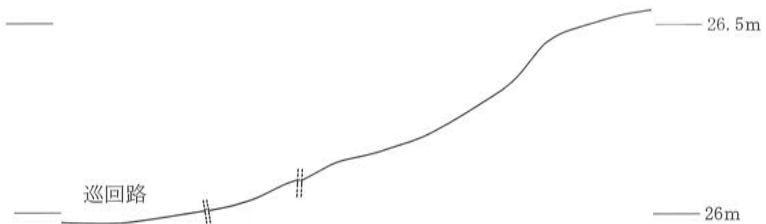
この点を重視すれば、この円筒埴輪列は墳丘テラスではなく墳丘裾部分に設置されたものである可能性が高い。墳形を確定するに十分な情報とはいえないが、直線に近い状況も考慮すれば、この円筒埴輪列が方墳あるいは前方後円墳の前方部の墳丘裾に設置されたものという見方も可能といえる。

**小結** 当墓の現状は上円下方墳とでも呼ぶべき形状となっているが、すでに多くの指摘があるように、この現況は江戸期の改変を受けた結果であることが、今回の調査においても追認できた。ただし、巡回路より

【平面図】



【断面図】



第5図 阿保親王墓 墓輪列確認状況平面図・断面図 (1/20)

も内側にみられる墳丘は、葺石と思われる石材や埴輪片が確認されたことから、築造時の状況をある程度は反映している可能性がある。ただし、今回の調査において確認された円筒埴輪列は直線状となるようにも見えることから、円丘というよりも方形原理をもつ墳形（あるいは一部に方形原理をもつ墳形）を反映している可能性もある。このことは、今回の調査による成果といってよいものである。

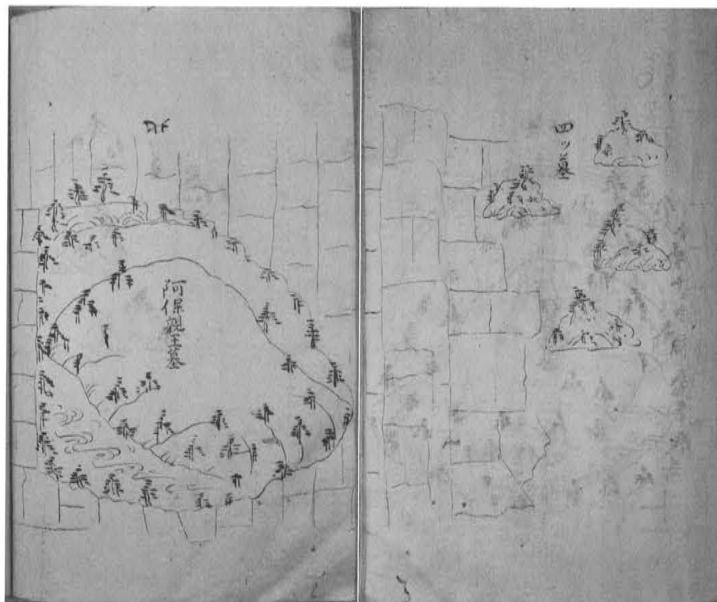
なお、円丘の周囲に方形の平坦面があり、その周囲を周濠で囲むという形状で想起されるのは、神武天皇陵である。当墓の改変は文政期やその後にもおこなわれたようであり、神武天皇陵が現状のように整備された時期とは異なる。整備にあたって、なぜこのような形状を志向したのかという点については不明であり、今後追求すべき課題といえる。

（加藤）

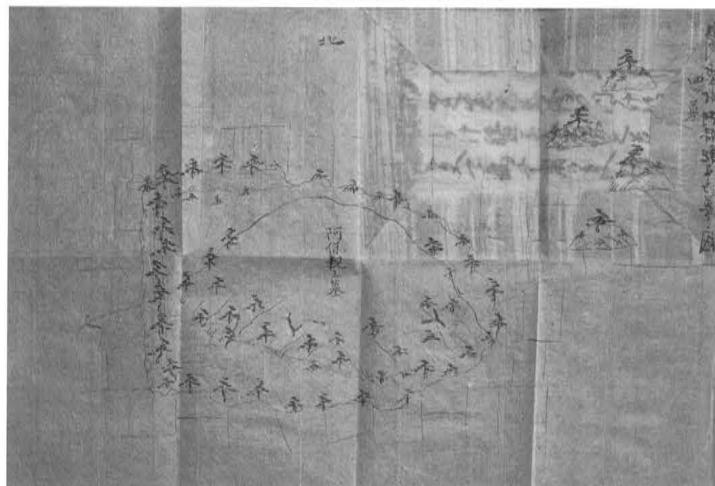
## （2）石造物の所見

陵墓地内の5箇所で石造物を確認した（第7図）。設置箇所については第3、4図に示した。肉眼観察ではあるが、石材はどれも御影石であろう。また、御影石製石造物の類例を考慮すると<sup>(10)</sup>、これらは中世後期～近世初期にかけてのものであると考えられる。

石造物①は一石五輪塔である。地輪と水輪の間で欠損しており、地輪だけが残存している。地輪には定印を結んだ仏坐像が半肉彫りで表現されている。このような形態から、長基五輪塔とも呼ばれる。地輪の高さ



1 『阿保親王御廟詮議』



2 『兵庫打出村阿保親王御墓之図』

第6図 整備前の阿保親王墓とその周辺の絵図

33.5cm、幅 18.5cm、奥行き 17.5cm である。

石造物②は石仏である。上からみると断面半円形を呈しており、平たい面に定印を結んだ仏坐像が半肉彫りで表現されている。上面、左面、右面は欠損しており、元々はもう少し大きかった可能性もある。高さ 48.0cm、幅 26.0cm、奥行き 15.0cm である。

石造物③・④・⑤では石仏が 3 個体並んで配されている。舟形光背をもち、定印を結んだ仏坐像が半肉彫りで表現されている<sup>(11)</sup>。横から見ると、断面は舟形を呈している。左から右へ順に高くなることから、この 3 個体は計画的に配されたと考えられる。左の個体は高さ 33.0cm、幅 30.0cm、奥行き 16.0cm、中央の個体は高さ 37.5cm、幅 22.0cm、奥行き 15.0cm、右の個体は高さ 52.0cm、幅 30.0cm、奥行き 11.5cm である。

石造物⑥は一石五輪塔である。地輪と水輪の間で欠損しており、地輪だけが残存している。地輪には、左手に宝珠をもち、右手に錫杖を斜めに構えた地蔵立像が半肉彫りで表現されている。足元には蓮華座が半肉彫りされ、台座状に作り出されている。地輪の高さ 55.0cm、幅 18.5cm、奥行き 19.5cm である。

石造物⑦は一石五輪塔である。地輪と水輪の間で欠損しており、地輪だけがやや右側に傾きながら立った状態である。前には風輪の途中で欠損した上端部（空輪と風輪）が転がっており、地輪と同一個体であった



1 石造物①



2 石造物②



3 石造物③・④・⑤



5 石造物⑦



4 石造物⑥

第7図 阿保親王墓に所在する石造物

可能性があるが、火輪と水輪は周囲で確認できない。地輪の上部には定印を結んだ仏坐像が半肉彫りで表現されている。地輪の高さ 40.5cm、幅 17.5cm、奥行き 17.5cm、空輪と風輪の高さは 18.0cm、幅 14.0cm、奥行き 12.5cm である。

(土屋)

### (3) 表採品の所見

すでに述べたように、円丘の周囲をめぐる北西付近の巡回路上において、計 5 点の埴輪片を表面採集した。当墓に埴輪がともなうことは以前から指摘されていたが<sup>(12)</sup>、その詳細については不明であり、今回の調査において埴輪片が確認された意義は大きい。

今回確認された埴輪片は第 8 図および図版 5-1 に示したとおりである。5 点のうち 4 点が接合し、底部から第 1 条突帯を含む破片であることが判明した。底径は復元で 17.2cm、第 1 段高は 12cm である。この個体は、表面も摩滅していることから外面調整は不明であり、積極的に帰属時期などを判断することには慎重であるべき資料といえる。ただし、黒斑は確認できないものの、断面が黒色となっており、その焼成方法が野焼きであった可能性が高い。また、第 1 段高が 12cm であることを積極的に評価すれば、川西編年のⅢ期に位置づけられる可能性がある。

(加藤)

## 4. 親王寺所蔵遺物の調査

阿保親王墓から 1 km ほど南の芦屋市打出町に所在する親王寺には当墓からの出土が伝えられている遺物などを所蔵している。今回、墳丘外形調査とともに、これらの所蔵品についても調査を実施したので以下に報告する。なお、所蔵品の調査にあたっては、親王寺住職の花木宏修氏をはじめ、阪口忠之氏、芦屋市教育委員会の竹村忠洋氏など多くの方々よりご高配を賜った。ここに記して、謝意を表したい。

### (1) 鏡

#### ①連弧紋鏡（第 9 図 1、図版 7）

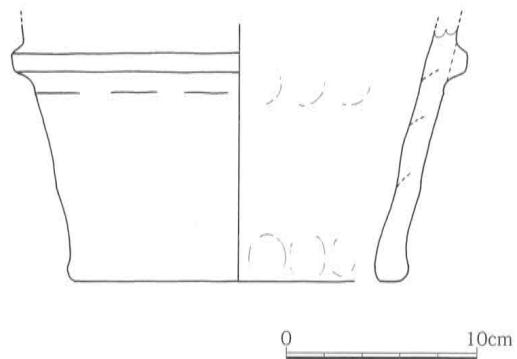
鉢の周囲に欠損箇所はあるものの、全容を把握することが可能な資料である。面径 16.3cm、重量 533 g で、全体的な色調は漆黒色である。鏡背の中心に半球形の鉢をもち、鉢座は四葉座である。鉢孔は半円形を基調しており、その下辺が鏡背面から 1 mm ほど上に浮いている。四葉座の四つある空隙のうち、2 箇所では「子」と「孫」の字がそれぞれ配されていることが確認でき、おそらく「長宜子孫」の銘をもっていたものと推測される。四葉座の外側には突帯があり、その外側には八つの弧紋が連なってめぐっている。この弧紋のあいだにも銘文と紋様があったようであるが、ほとんど判読不能である。その外周にはまた突帯があり、櫛齒紋、雲雷紋、櫛齒紋の順に紋様帶が配されている。なお、二つの櫛齒紋は、幅が非常に狭くなっている。その外周は 1 段高くなっている。この縁は内側よりも外側が厚くなっている。その厚みは、最大で 6.5 mm ほどとなっており、かなりぶ厚い印象を受ける。

これらの特徴から、本鏡は岡村秀典氏による編年<sup>(13)</sup>の四葉座Ⅲ式に分類され、漢鏡 5 期に帰属する、いわゆる後漢鏡として位置づけることが可能である。

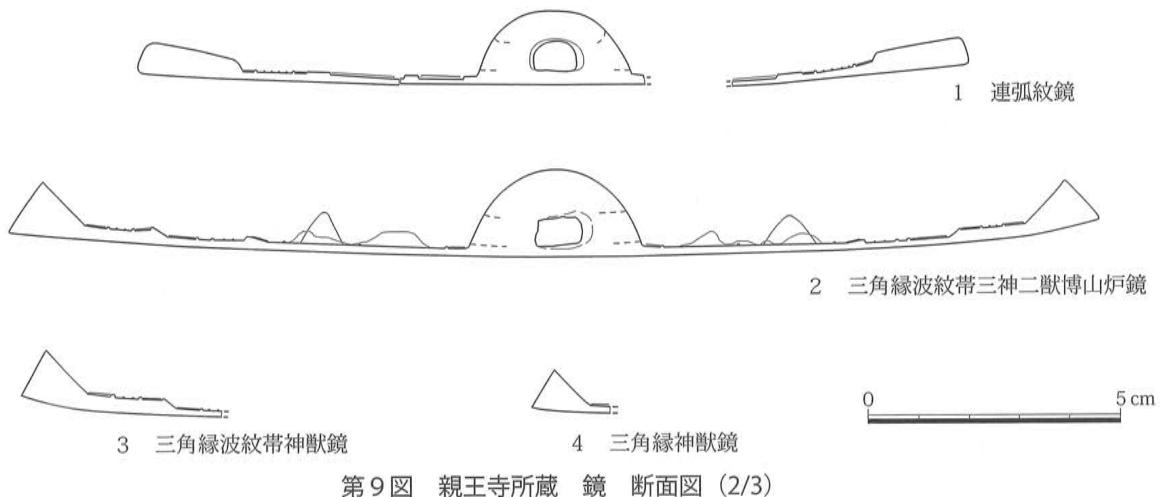
なお、写真でもあきらかなように、本鏡は細部の紋様が曖昧模糊な状態となっている。これが、鑄造不良によるものであるのか、それとも鋳造後の摩耗によるものであるのか、筆者には判断しがたい。

#### ②三角縁波紋帶三神二獸博山炉鏡（第 9 図 2、第 10 図、図版 8）

完形品で、面径 21.5cm、重量 782 g である。京都大学文学部考古学研究室が作成した『三角縁神獸鏡目録』<sup>(14)</sup> の 134 番にあたる資料で、本鏡のほかに、広島県掛迫古墳、岡山県田邑丸山 2 号墳、奈良県佐味田宝塚古墳、佐味田貝吹古墳、伝・渋谷、岐阜県円満寺山古墳においても同范鏡が確認されている。なお、これらの詳細については、藤丸詔八郎氏の研究が詳しい<sup>(15)</sup>。本鏡はこれらの同范鏡のなかでは、神獸像の表面が皺状とな



第 8 図 阿保親王墓 円筒埴輪実測図 (1/4)



第9図 親王寺所蔵 鏡 断面図 (2/3)



第10図 親王寺所蔵 三角縁波紋帶三神二獸博山炉鏡の細部

って紋様が判然としない特徴がみられる（第10図）。

鏡背の中心に半球形の鉢をもち、鉢座には不鮮明であるが、鋸歯紋帯がめぐる。鉢孔は長方形を基調としており、その下辺は鏡背面からわずかに浮く程度である。内区主像は三つの神像、二つの獣像、博山炉によって構成されており、六つの乳によって分割されたそれぞれの区画に一つとばしで神像が配され、それ以外の区画に獣像と博山炉が配されている。内区の外周にはそれほど突出しない界圈があり、界圈の斜面には鋸歯紋がほどこされている。界圈の頂部には凹みがめぐるようにもみえる。界圈の外周には複波紋帯、間隔の狭い無紋帯、櫛歯紋帯がめぐる。その外側は一段高くなつておき、外区となる。外区には鋸歯紋帯、複波紋帯、鋸歯紋帯が配され、その外側は断面三角形の縁となる。外区に研磨痕はみられないものの、縁の外側面

には複数の単位の横方向の研磨痕がみられる。また、鏡背面の一部には朱らしき顔料が付着しているとともに、鏡面には布の痕跡のようなものがみられる。なお、鏡面には後世の研磨痕が多くみられることを付言しておく。

本鏡の神獣像の表現は岸本直文氏による分類<sup>(16)</sup>の表現⑩に、断面形状は岩本崇氏による分類<sup>(17)</sup>のK群（外区5式、鉢a式、乳ii式）に該当するものと考えられる。なお、目録134鏡について岩本氏はL群に帰属させているが<sup>(18)</sup>、この差異は同範鏡製作時における変異ということで理解可能ではなかろうか。

### ③三角縁波紋帶神獣鏡破片（第9図3、図版9-1）

内区の外周部分から縁にかけての破片である。内区本体や鉢は欠損している。外区部分は半周ほど残存している。面径は復元で約22cm、現状の重量は309gである。内区外周には内側から複波紋帶、櫛齒紋帶が配されている。その外側は一段高くなっている。外区には鋸齒紋帶、複波紋帶、鋸齒紋帶が配され、その外側は断面三角形の縁となる。外区に研磨痕はみとめられない。

### ④三角縁神獣鏡破片（第9図4、図版9-2）

断面三角形の縁と、外区がごくわずかに残存するのみの小片である。現状の重量は46gである。判明する紋様は、外区の最外周が鋸齒紋帶となっていることがわかるのみである。しかし、この鋸齒紋は内向きにとがるという、三角縁神獣鏡（を含む古墳出土鏡）のなかでは稀有な特徴をもつ。

このように最外周の鋸齒紋帶が内側をむく三角縁神獣鏡は、管見のかぎりでは目録125鏡のみのようである（第11図）。目録125鏡は、本鏡にくらべてやや厚みがあるようにも思えるが、本鏡と同様に三角縁神獣鏡のなかでは、厚みが少ない部類にはいるという点では共通する。本鏡は小片であるため断定はできないが、この125鏡と同範鏡である可能性も考えられる。

### ⑤阿保親王墓からの出土が伝えられる鏡について

以上、親王寺が所蔵する阿保親王墓出土とされる4面の鏡を概観してきた。その結果、後漢鏡と考えられる連弧紋鏡1面以外の3面はすべて三角縁神獣鏡で、しかもいずれもいわゆる波紋帶鏡群に位置づけられる可能性がでてきた。

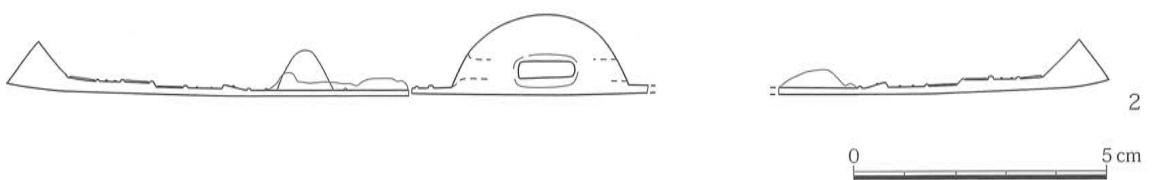
当墓から出土した鏡については、『阿保親王御廟証議』（山口県文書館蔵、請求番号：毛利家文庫3公統0102）に収録されている『攝州国菟原郡蘆屋庄打出村阿保山親王寺縁起』（成立年不明）のなかで、「宝永年中御墓近辺より堀出し候宝物」として「古鏡七面」、「但三面者形存し、残りハ碎け候、博古図を以相考候に、二面ハ漢の世の古鏡に似寄、一面ハ唐朝の古鏡に、都合同し様ニ相見候」という記載のある点が注意される<sup>(19)</sup>。また、同様に収録されている『齋藤彦右衛門御用所御内用懸り文政年中通路之節參詣ニ而記置候覺書写左之通り』（文政年間成立）のなかで、阿保親王墓からの出土品として「御所跡より堀出鏡數種」、「同石帶之石」、「同くわん鏡之様成物一」という記載もある<sup>(20)</sup>。さらに、摂津国菟原郡住吉村吳田の豪商であった吉田家が三代にわたって編纂した古器物図譜である『聆涛閣集古帖』（18世紀後半～19世紀後半にかけて成立）には、前掲した『攝州国菟原郡蘆屋庄打出村阿保山親王寺縁起』に付随する絵図に描かれたものと同じ鏡（陳孝然作三角縁波紋帶四神三獸博山炉鏡）の拓本が収録されており、この鏡が当時は吉田家の所蔵であったことがわかる（現在は所在不明）。また、この拓本には「攝之免原郡打出村鑿土所得鏡十枚之内」という記載もみられる（図版10）。

このように、当墓から出土した鏡については情報が錯綜している感がある。面数については、7面や10面という具体的な記載がある一方で、『齋藤彦右衛門御用所御内用懸り文政年中通路之節參詣ニ而記置候覺書写左之通り』の、「数種の鏡（完形に近い鏡か）」と「漢鏡のようなもの一つ（破片のことか）」という記載を踏まえれば、多くても5面程度しか想定できない。

また、大正10年（1921）に刊行された『武庫郡誌』によれば、親王寺が所蔵する古鏡は2面であり、「但し古鏡は、先年田中光顯伯持ち歸り今に返還せずとぞ」という記載もみえる<sup>(21)</sup>。下垣仁志氏は、この記載や寺伝における明治39年（1904）に田中光顯伯に鏡1面を譲ったという伝承を踏まえて、アメリカのフリーランス美術館が現在所蔵する三角縁新出四神四獸鏡（目録39鏡）が当墓からの出土品であった可能性を指摘し



1



第11図 佐味田宝塚古墳出土 三角縁波紋帶三神三獸鏡（断面図2/3）東京国立博物館蔵 J-2272

ている<sup>(22)</sup>。

確かに、フリーア美術館所蔵鏡は田中光顯旧蔵品であったことが確認できるものの、それが親王寺所蔵品で、かつ当墓からの出土が伝わるものであったのかは今のところ確証がなく、あくまで可能性のレベルとしかいいようがない。また、『武庫郡誌』の記載と寺伝の記載が同一の事象にふれたものであるのかも確証はなく、『武庫郡誌』の記載に関してはその後に田中光顯によって返還された可能性もある。

このように、当墓から出土したとされる鏡の総数は正確には不明といわざるをえない。ただし、あえていえば、親王寺が現在所蔵する4面と所在不明の1面（陳孝然作三角縁波紋帶四神三獸博山炉鏡）の計5面に

については当墓出土品として伝えられた可能性が高い。

いずれにしても、当墓からの出土が伝わる鏡は、本項の冒頭でもふれたように後漢代の連弧紋鏡と三角縁神獸鏡の波紋帶鏡群によって構成されていることに変わりはない。とくに波紋帶鏡群については、陳孝然作三角縁波紋帶四神三獸博山炉鏡も含めると4面が共伴することになる。波紋帶鏡群どうしが共伴する例がほとんどのなかで、4面という共伴数は異例であり、異例であるからこそ後世の作為が介在しがたいと考えることもでき、同一古墳からの出土である可能性がより高まったとみることも可能かもしれない。そうであれば、当墓からの出土が伝わる波紋帶鏡群については、中国大陸における製作、日本列島への流入、倭王権による配付、古墳への副葬という過程を経たにもかかわらず、高い一括性を保持した鏡群と評価することができる。

波紋帶鏡群は岩本氏による舶載三角縁神獸鏡の編年の第4段階に位置づけられるものであり<sup>(23)</sup>、当墓の近隣には第2段階に位置づけられる鏡群がまとまって出土した西求女塚古墳、第2～3段階に位置づけられる鏡群がまとまって出土した東求女塚古墳が存在することから、これらの鏡が出土したのであれば当墓はこれらの古墳に後続する首長墓として位置づけることが可能かもしれない。ただし、その場合には今回の調査において採集された埴輪の評価との乖離が問題となろう。

(加藤)

## (2) 石帶（第12図、図版5、6）

①来歴 この石帶は、江戸時代の文書に度々登場する。『阿保親王御廟詮議』（山口県文書館所蔵、請求番号：毛利家文庫3公統0102）には、石帶5点が全て描かれている（第13図）。特徴的な斑紋からそれぞれの個体を同定することができ、親王寺の石帶が描かれたことは確実である。絵図の右側には、「石帶ノ石ノ図鼠色ニシテモクメ有之 図ノ如キ玉ツイ（玉髓か）ハ水浅黄ナリ 其数五ツ 御廟ノ傍ニ小塚四ツ有之 其中ヨリ堀出之宝永年間ノ事ナリ」と記されている。前半部分は石帶の裏面と表面の特徴についてであり、後半部分からはこの石帶が江戸時代の宝永年間（1704年～1711年）に阿保親王墓東側の「四ツ塚<sup>(24)</sup>」のどちらから掘り出されたものであることがわかる。毛利による整備は文政5～7年頃（1823～1825年頃）におこなわれたものであり、長州（萩）藩の整備が石帶出土の契機ではないことがわかる。

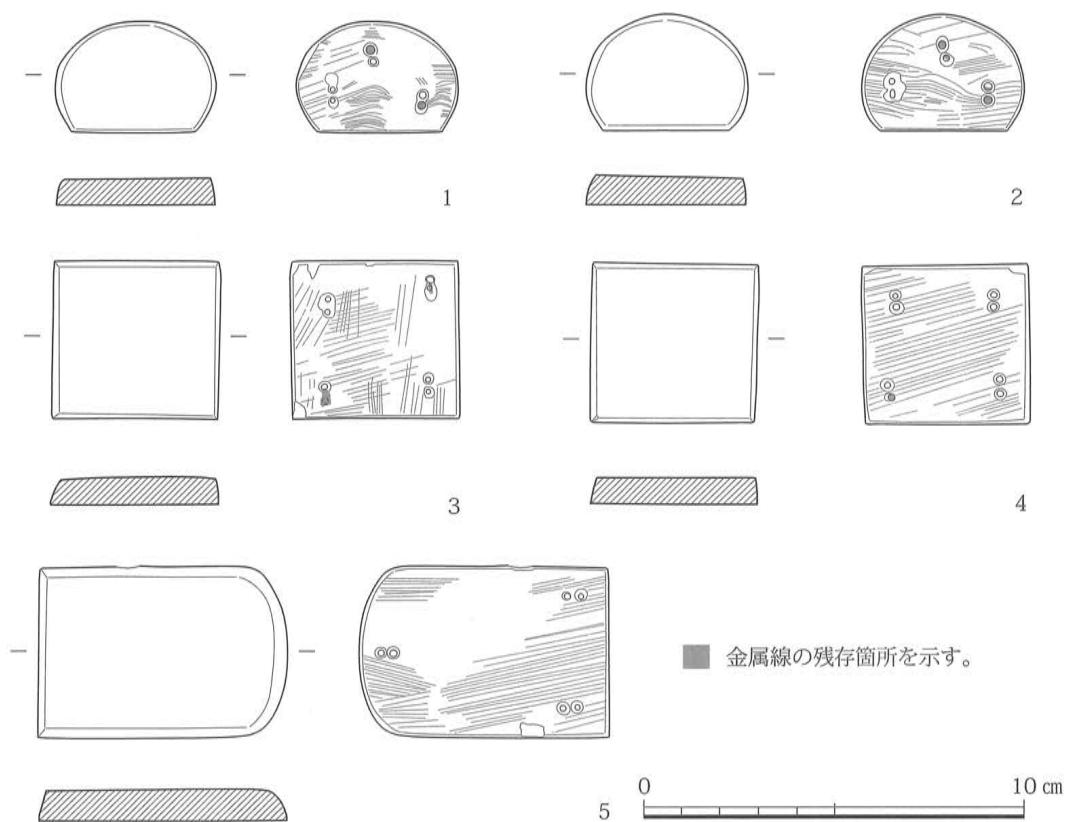
なお、同じ絵図と文言は『兵庫親王寺藏石帶之図』（山口県文書館所蔵、請求番号：毛利家文庫0058 絵図1147）にもみられる。おそらく共通の原本を写したものであろう。

また、聆涛閣集古帖（国立歴史民俗博物館所蔵）にもこの石帶の絵図がみられる（第14図）。聆涛閣集古帖とは、摂津国兎原郡住吉村吳田の豪商吉田家により編纂された模写図録である。江戸時代の後期から明治初年（18世紀後半から19世紀後半）にかけて編集された。5点の石帶の内の3点が色付で描かれており、表面の拓本もみられる。斑紋の表現からみて、現在親王寺で所蔵されている石帶と同一個体である。絵図の右側には、「摂津国兎原郡打出村阿保親王墳辺自荒塚取出石帶」とあり、阿保親王墓の近くの荒れた塚から掘り出されたものであることがわかる。山口県文書館の文書の内容と整合しており、本例が当墓から出土したものではないことは明らかである。

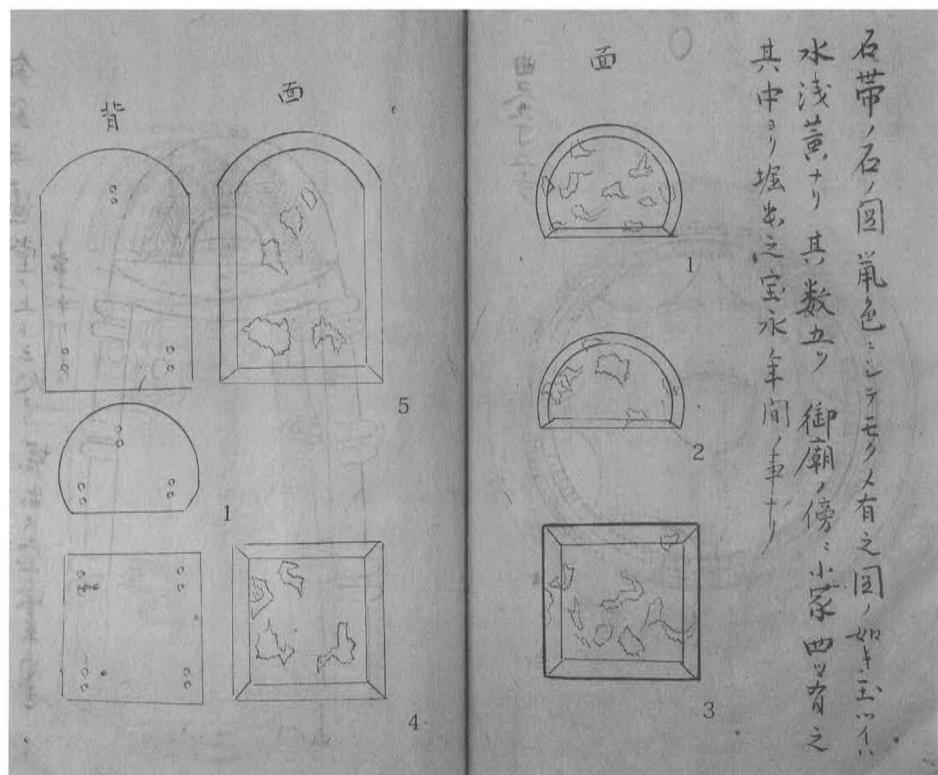
大正11年（1922）には、梅原末治氏によって当墓出土鏡に伴出したものとして報告されたが<sup>(25)</sup>、その後、毛利家文書の検討からこの石帶は鏡とは出土地が異なり、当墓の傍の「四ツ塚」の内の一つから出土したものであることが指摘された<sup>(26)</sup>。本稿の検討からも、その見解は追認できる。

②特徴と編年の位置づけ 親王寺では、当墓から出土したと伝わる石帶が所蔵されている。丸鞠2点、巡方2点、蛇尾1点である<sup>(27)</sup>。これらの内、丸鞠、巡方、蛇尾が1点ずつ、計3点の実測図が、大正11年（1922）に梅原末治氏によって公表され<sup>(28)</sup>、昭和46年（1971）には『新修芦屋市史』本篇で5点全ての写真が公表された<sup>(29)</sup>。

石材は、灰色地に黒色と水色の斑紋が混じった深成岩類であると考えられる。全ての表面と側面は丹念に研磨されていて、光沢がある。裏面は研磨されておらず、切断時の痕跡がみられる。平尾政幸氏による平安京出土石帶の観察所見をふまえると<sup>(30)</sup>、これは石挽き鋸による切断痕跡であろう。石挽き鋸による石材加工



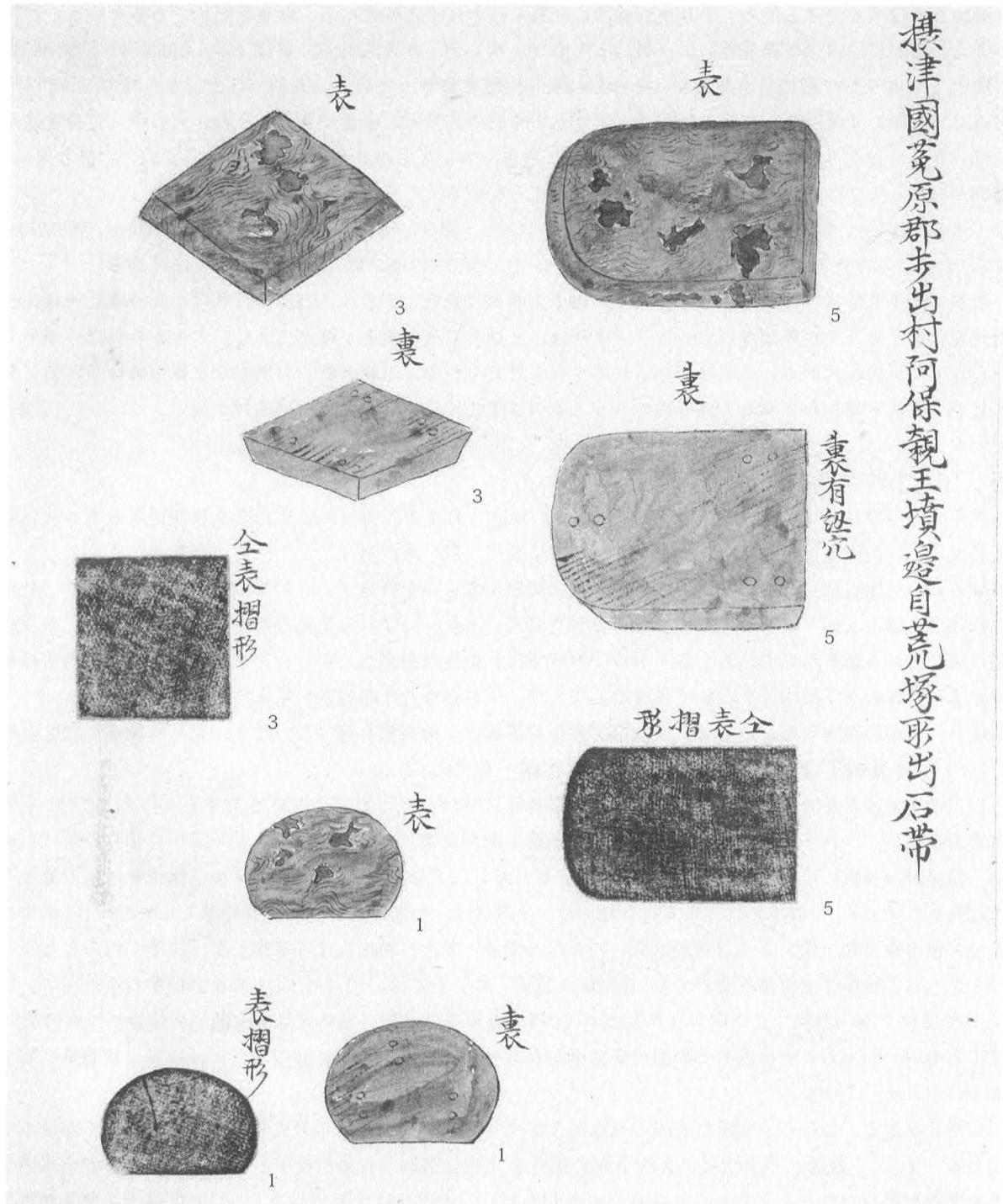
第12図 親王寺所蔵 石帶 (1/2)



番号は筆者が記したもの。第12図の実測図番号に対応する。

第13図 『阿保親王御廟詮議』にみられる石帶の絵図

摂津國菟原郡歩出村向保親王墳邊自荒塚取出土石帶



番号は筆者が記したもの。第12図の実測図番号に対応する。

第14図 『聆涛閣集古帖』(国立歴史民俗博物館蔵)にみられる石帶

は長岡京の段階で発達し始め、それが飛躍的に発展したのは平安時代に入った9世紀代であるという。

また、裏面には帯への装着時に引っ掛けるための「潜り穴」がみられる。直径1.0～2.5mmほどの穴が縦方向に2つセットで配置されており、それらは石帶内部で繋がっている。丸鞠では上、左、右の3箇所に、巡方では四隅の4箇所に、帯端では右の上下と左の中央の3箇所に確認できる。また、穴の中には金属線が一部残存しており（第12図1～4）、一度は帯に装着されたことがわかる。丸鞠2の裏面左下の潜り穴は、周囲が破損して2つの穴のくぼみが一体化してしまっている。

1は長さ4.3cm、幅3.0cm、厚み0.7cm、2は長さ4.3cm、幅3.1cm、厚み0.8cm、3は長さ4.5cm、幅4.2cm、厚み0.8cm、4は長さ4.5cm、幅4.2cm、厚み0.7cm、5は長さ6.6cm、幅4.5cm、厚み0.9cmである。

最後に編年の位置づけについてであるが、田中広明氏の研究によると、石帶の垂孔は小孔→線孔→無孔と型式変化をすることが確認されている<sup>(31)</sup>。本例は、丸鞠と巡方に垂孔が確認できないことから、氏の編年でいうIV期（平安時代前半）に位置づけられるものと考えられる。石挽き鋸の発展が9世紀以降に飛躍的に発展したとする平尾氏の見解とも整合的であり、本例は平安時代のものである可能性が高い。(土屋)

## 5. 山口県文書館所蔵史料の調査

陵墓調査室では、平成30年（2018）2月27日から同3月1日にかけて、山口県文書館が所蔵する阿保親王墓関連史料の調査を実施した。当墓は、文政期に長州（萩）藩が関与するかたちで修補が加えられたことが知られ、同館所蔵史料中にも、この修補事業に関連するものが散見する。同修補については、すでに村川行弘氏<sup>(32)</sup>・岸本覚氏<sup>(33)</sup>がそれぞれの論考中で言及しているが、いずれも簡単な記述にとどまるうえ、やや疑問に感じられる箇所も見受けられる。そこで本章では、関連史料調査で得られた知見をもとに、文政期修補の経過や具体的な工事内容を改めて考察することで、史料調査の成果報告に替えることとする。

なお、史料の調査にあたっては、山口県文書館の皆様より御高配を賜った。ここに記して謝意を表したい。

### （1）「阿保親王事取集」「阿保親王御廟詮議」について

山口県文書館が所蔵する史料のなかで、文政期修補に関わるまとまった記述を有するものとしては、「阿保親王事取集」<sup>(34)</sup>（以下「取集」と呼ぶ）と「阿保親王御廟詮議」<sup>(35)</sup>（以下「詮議」と呼ぶ）の2件が挙げられる。両史料の性格については、『山口県文書館史料目録』<sup>(36)</sup>（以下『目録』と呼ぶ）や、西田孝司氏の論考<sup>(37)</sup>で言及されている。「取集」について『目録』は、文政8年（1825）に「密局」が編纂したもので、「摂州打出村阿保山親王寺一件」と「阿保親王事」の合綴とする。また、西田氏は「取集」を「詮議」のもととなつたと思われる雑多な史料集と想定する。他方、「詮議」については、『目録』は「当役堅田宇右衛門役中」によって文政7年（1824）に作成されたもので、「摂州兎原郡打出村、平城天皇第三皇子阿保親王の廟修理に関するもの」とする。西田氏もこの記述を踏襲したものか、文政7年に1冊のまとまりのある調査書として著されたと述べている。

しかしながら、これらの見解は妥当ではない。まず「取集」を文政8年の成立とするが、その根拠は不明である。また、「詮議」の成立年を文政7年、編者を「当役堅田宇右衛門役中」とするのは、本書末尾の記述を奥書と捉えたことによるものとみられる。しかし、この記述は奥書ではなく、「阿保親王之御墓御修理成就ニ付村田四郎左衛門〈始ハ新左衛門〉押領物之事」と題された項の末尾部分に相当する。このように、両史料に関する従来の見解には、検討の余地が多分に残されているといえる。そこで、修補の経過をたどる前に、両史料の性格を考察しておきたい。

まず、「取集」について見てみよう。「取集」には、合綴前の原表紙とみられるものが2点見いだせる。1つは、現状の表紙に続いて綴じられた、「阿保親王事取集」の外題を有するものである（第15図1。以下、原表紙①とする）。左下に「密局」とあることから、長州藩密用方が作成した表紙であると考えられる。

もう一つの原表紙は、「阿保親王事」という外題が中央に大書されている（第15図2。以下、原表紙②とする）。その右には「公統」、左には「此冊諸記ノ内取乱レ居□□仮綴トス追テ合冊スヘキ」と記されている。また、原表紙①と同じく「明治改」印を有する。料紙には目録類の反古と目されるものを使用しており、紙



1 「取集」原表紙①

2 「取集」原表紙②

3 「詮議」原表紙

第15図 「取集」「詮議」中の原表紙

背の文中に「明治」の文字が見えるので、明治期に、おそらく毛利家の家史編纂事業<sup>(38)</sup>の過程で作成・付加された表紙であると推定される。

そこで、「取集」全体を原表紙②の前後で区分し、前半を取集①、後半を取集②と仮称し、それぞれの内容を確認したい。

取集①は、阿保親王やその墓に関する史料集である。当墓に関する史書・地誌類の抜書のほか、幕末期にいたるまでの長州藩・長府藩と親王寺等との交渉の様子や、墓所の考証過程がうかがえる史料が集成されている。前述したように、原表紙①に「密局」とあることから、長州藩密用方によって編綴されたものと推定される。

他方、取集②は、第1丁目に「摂州打出村ニおみて阿保親王御墓御再修永代御追福御仕法一件記録」との内題があり、続けて目次に相当する「目録」が記される。同目録によれば、本文は17箇条からなる。前半の第1～9条には、阿保親王墓の考証用とおぼしき史料が並び、取集①との類似性が看取される。他方、後の第10～17条では、当墓の治定・修補に関する出来事が、時系列順にまとめられているようである。ただし、本文には目録の第4条の内容までしかうかがえず、後欠とみられる。作成機関は判然としないが、内容からして取集①と同様、密用方と考えて大過なかろう。なお、同史料の第4条は、取集①収載の「河内国丹南郡秋元但馬守様御領ニ阿保一品親王様御廟被為在凡之訛左之通御座候」で始まる史料の前半部分と同文であることに注意しておきたい。

次に、「詮議」について検討する。現状の表紙の次に、原表紙を有する（第15図3）。原表紙には中央に「阿保親王御廟詮議」、右中程に「公統」、左に「此冊諸記録ノ内ニ乱レ居候ヲ取集ム」とある。以上は「取集」原表紙①の「公統」の文字や、同原表紙②の外題ほかと同筆に見える。ほかに、侯爵毛利家文庫蔵書番号ラベルの残欠や、「明治改」印がある。また、料紙とされた反古紙は、「取集」原表紙②の料紙である反古紙と同種のものとみられる。これらのことから、同原表紙は、「取集」原表紙②と同じく、明治期に毛利家によって作成・付加された表紙と推定される。

本文冒頭は前次で、その内容は、取集①に含まれる「河内国丹南郡秋元但馬守様御領ニ阿保一品親王様御廟被為在凡之訛左之通御座候」の後半部分と一致する。また、これ以降は、阿保親王や当墓に関する史料が見出し付きで配列されているが、これらは、取集②の「目録」の第5～17条と内容・配列ともに一致する。したがって、「詮議」は取集②の欠落部分に相当するものであると判断できる。

取集②と「詮議」の成立過程については、密用方保管文書の目録である「秘府明細目次続編」<sup>(39)</sup>が参考に

なる。同目録の公統の部には、阿保親王関係とみられる、以下の3件の書名が記されている。

- (1)「阿保親王事取集 一冊」
- (2)「阿保親王御廟詮議 一冊」
- (3)「阿保親王事 一冊」

各書名の上部には、「取集」「詮議」の原表紙にうかがえるものと同様の「明治改」印が押されている。これらは、明治期に毛利家の家史編纂機関が、収集史料を同目録と照合した際に押印されたものと考えられる。各原表紙の外題と比較すると、この照合作業において、取集①が目録の(1)、「詮議」が目録の(2)、取集②が目録の(3)に比定されたことは想像にかたくない。しかし、「詮議」原表紙と「取集」原表紙②は、明治期の後補と目されるから、おそらく照合者が「詮議」と取集②を、それぞれ目録の(2)と(3)に該当するものと推断し、表紙を補ったのであろう。また、このことから、同照合の時点において、本来単一の史料を構成していたであろう取集②と「詮議」は、すでに分散していたことも判明する。

以上から、「取集」「詮議」の成立過程は次のように推定される。まず、長州藩密用方によって取集①と、取集②および「詮議」の原形である史料集の2点が編纂された。後者はその後分散し、明治期に毛利家によって2つのまとまりに再編され、一方には「取集」原表紙②、他方には「詮議」原表紙が付加された。さらに原表紙②を付加された方は、ある時点で取集①と合綴されて、現在にいたったものであろう。この結論を踏まえ、以下本稿では、取集①を原「取集」と呼び、本来取集②と「詮議」から構成される史料集を、「一件記録」と呼称し、論を進めたい。

なお、「取集」原表紙②および「詮議」原表紙に、各冊子が諸記録のうちに「乱レ居」状態であったものを「取集」めたものであると記されている。したがって、「一件記録」は、編纂された当初の構成そのままではない可能性があることを付言しておきたい。

(的場)

## (2) 文政期修補の経過と結果

### ①修補の経過

原「取集」と「一件記録」に基づき、文政期にどのような修補が実施されたのかを考察する。まず、同修補の経過を、主として「一件記録」によって確認しておく。

長州藩は文化14年(1817)から毛利家遠祖墓所の調査・修補事業を開始し、翌文政元年には阿保親王墓所の調査を密用方の村田清風に命じている<sup>(40)</sup>。その結果、同5年(1822)に打出村の親王塚が阿保親王墓とされ、同所の修補が実施されることとなった。折しも親王寺が同墓の修補を願い出ていたこともあり、同事業では、長州藩が寄附金を提供し、親王寺や打出村が修補を実行するという形態が採用されている。

当初親王寺が示した計画では、普請は同10月下旬から来春にかけて行われる予定であった。ところが、工事は予定通りには進まなかった。文政6年(1823)の秋頃に行われた親王寺の申告によれば、当初の目論見よりも人手が足りず、生業と差し支えないように村方から人を動員していることが理由の一つであるという。また、近接田畠の買収も難航したようである。

その後、文政6年の11月頃にようやく竣工し、長州藩から役人が派遣され、確認が行われた。なお、原「取集」所収史料によれば、翌文政7年には、打出村から当墓広前に花樹植付けの願い出があり、これについても長州藩から寄附金が交付されている。

### ②修補の結果

阿保親王墓の修補方針は、幾度かの変転を経ている。「一件記録」によると、文政元年4月に親王寺が願い出た修補方針は、「四方之堀覆上テ両岸石ニテ筑キ、外廻リ石垣仕」というものであった。しかし、同じく「一件記録」に見える、後述する文政5年6月付けで村方役人が提出した仕様帳を見ると、「両岸」の「石」や「外廻リ」の「石垣」の設置は予定されていないことがわかる。親王寺は、当初の請願通り修補を実行した場合、金4、5百両はかかると想定している。これに対し、実際に長州藩が寄附した金額は金百両であったから、主として経済的な理由から、事業規模が縮小されたのではなかろうか。

次に、前述した文政5年6月付けの仕様帳を検討したい。仕様帳は、修補全般に関わるものと、墳丘区画

の菱垣設置に関するものの2点がある。このうち、前者の全文を引用しておく（各箇条に番号を付した）。

覺

① 一 古堤欠所 長七間

堤鋪 壱間半

高サ 五尺

馬踏 壱間

此土坪 七坪壹合八夕

但壹坪三匁五分

代銀貳拾五匁壹分壹厘

② 一 四方延長 百貳拾間 松植場

厚附高サ 三尺

厚サ平場 壱尺五寸

此土壹間ニ付壹歩貳厘五毛

四方土坪

メ 拾五坪

四匁五分替

代銀六拾七匁五分

③ 一 小松七百貳拾本

但壹間ニ六本植之積り

此植手間

貳匁替

代銀貳百四拾匁

④ 一 西側 堤鋪壹間半

馬踏壹間

高サ壹間

此土メ四拾五坪

但土取場所法長北南より

二十間引方

壹坪七匁替

代銀三百拾五匁

⑤ 一 右新堤土メ人足

壹坪ニ付三匁替

代銀百三拾五匁

⑥ 一 南東北三方 延長九拾間

右堀 上口貳間

座 壱間

深サ壹間

此土坪百三拾五坪

内

六拾七坪壹合八夕 西側新堤江土引

引残り

六拾七坪八合貳夕

壹坪五匁替

代銀三百三拾九匁  
⑦ 一 門 一式  
代銀弐百目  
⑧ 一 春日形石灯籠 両基  
但建上八尺  
代銀壱貫目  
右以銀  
弐貫三百弐拾壹匁六分壹厘  
⑨ 此外ニ  
地面壱反壱畝歩 堀道拝所共ニ  
高 三斗三升  
取米 壱斗六升五合  
右者  
尊廟修理仕用右之通ニ御座候、以上、  
攝州兎原郡  
文政五年 打出村百姓代  
午六月 藤右衛門  
同村年寄 清右衛門  
右同断  
吉 藏  
同村庄屋  
佐 太郎

上記史料第②・⑥条から、墳丘のまわりに、1辺30間の正方形状の区画を設定する方針であったことがわかる。第②・③条は、おそらく同区画内の平坦面に土を盛り整え、小松を植樹することを表していよう。

また、上記史料からは、堤や堀の修繕・新設の様子もうかがえる。第①条によれば、当墓には文政期修補以前からの古堤が存在し、修理を要するような破損状態にあったという。そして、西面には新堤を築造（第④～⑥条）し、東・南・北面に堀を新築することになっていた（第⑥条）。菱垣の仕様帳には、「堤延長」が120間と記されている。この長さは引用史料に見える墳丘区画の外周と同じであるから、堤が同区画の縁辺部として廻らされたとみるべきであろう。

このほかに、門（第⑦条）、春日灯籠2基（第⑧条）、堀道・拝所（第⑨条）を設置することも記されている。このうち、門と拝所については、原「取集」所収の次の史料も参考になろう。

#### 村田四郎左衛門注文書

一 御墓有来之通にして、堤之上往来不相成様柾をうへ、堤下江道をつけ、堤の横江松・杉・まゆみ拝の生かきを付候而、南ヶわへ栗柱の細き支折門をかまへ、御門前へハ横式間、豎三間位の芝をふせ、猶又一段高く土を揚、御拝所の拝之事、

村田清風の「注文書」という首書を信じるならば、同史料には、当墓修補にあたっての長州藩方の希望が表明されているといえる。ここには、墳丘部の正面に枝折門を構え、門前に東西長2間、南北長3間ほどの範囲で芝を伏せ、土を一段高く盛り、拝所とすべき旨が記されている。村方の仕様には明記されていないが、おそらくこのように築造する予定であったとみてよいかと思われる。

ただし、実際の修繕過程では、予定外の造作も行われたようである。竣工後に長州藩の役人が当初の完成予想図と現状とを比較したところ、「御廟所御広前」が、絵図よりもかなり広くなっていたという。これについて親王寺は次のように弁明する。

尤去年御越之砌御指揮ニ成置候仕方少々相違有之候訳者、尊塋前畠地東西凡四拾間、南北拾間程之処、從來塋前を損壊致、蒙御崇覚茂有之、持主之者共々右之場所不殘御広前ニ御用被下候様相願申候付、仕方相改成就仕、絵図御藏屋敷ヲ御差越可被成候、御一覽可被下候、

同史料は「一件記録」第14条に収載されている、(文政6年)11月16日付け親王寺済誉書状(村田清風宛て)からの抜粋である。これによると、墓前の東西長約40間、南北長約10間の土地について、土地の所有者から要望があり、墓地に編入することになったと説明している。

なお、この史料から、当初の修補案においては、拝所を含む区画がさほど広大ではなかったことがわかる。このことは、前掲の「注文書」に見える墓前区画の仕様が、当初の修補案に近いものであるとの見解を裏づけるものといえる。

(的場)

### (3) 「一件記録」所収絵図について

続いて、文政期修補の内容をより明快に示すものとして、「一件記録」中の絵図を見てみたいと思う。「一件記録」には、当該修補と関係するとみられる3種の絵図が収載されている(第16図-絵図①~③)。絵図①は、第12条中に「御修理之図」という標題を付して掲載されているものである。その他の図と比べて墓前の区画が狭隘である点が特徴的である。絵図②は、第15条中に見える図である。同図は毛利家文庫所収「兵庫阿保親王御廟所図」<sup>(41)</sup>の転写本か、あるいは同一系統の写本と目されるもので、外構圍障や門などが他の図よりも本格的に整備されているように見える。絵図③は、第16条の末尾に付された図で、「御墓修理成就之図」の標題を有する。

村川氏は、このうちの絵図①を「文政1年以前」の様相を示す図とする。また、岸本氏は、絵図②を文政期修補の竣工図に相当するものとみなしているようである。しかし、前節の検討を踏まえると、これらの絵図の性格については検証を要することがわかる。

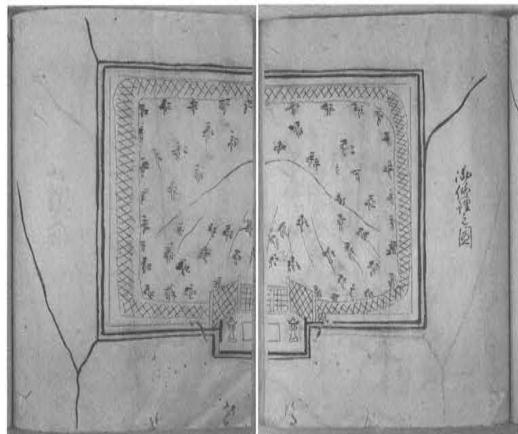
まず絵図①についてみてみたい。村川氏が同図を文政元年(1818)以前のものとする根拠は不明である。ただ、氏は、「毛利家の手で元禄以来「阿保親王墓」を修復してきた」ことが毛利家文庫中の史料に記されているとしているので、おそらく元禄頃の修補の結果、同図のような姿になったと想定しているのであろう。しかし、少なくとも「取集」および「證議」中に、文政期修補以前の段階で、当墓に何らかの修補が加えられたことを示す記述は見当たらない。また、同図には菱垣や灯籠など、当該修補時に新設されたとおぼしき施設も描かれている。よって、同図は文政期修補以前の状況を描いたものではなく、同修補の施工内容に関するものであるとみるのが妥当であろう。

とはいっても、絵図①には文政期修補後の当墓の姿が描かれているわけでもないようである。前節で述べたように、文政期修補では、当墓の墓前に東西約40間、南北約10間の広場が設けられたという。この東西長は、墳丘部を含む正方形形状の区画よりも長い。しかし、同図では、墓前にそのような広い区画は描画されておらず、墓正面中央に小規模な拝所が設定されているにとどまる。したがって、同図が文政期修補の竣工図であるとは認めがたい。

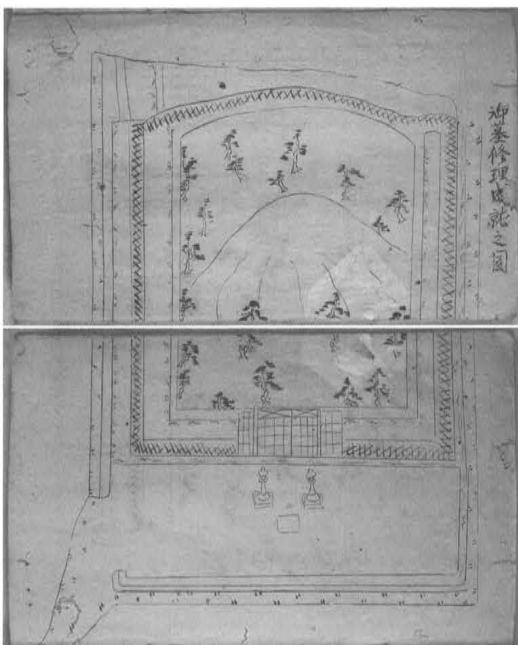
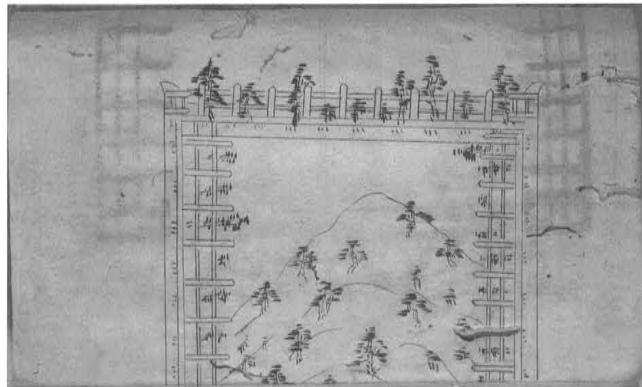
では、絵図①はいったい何を描いているのであろうか。前節において、墓前の広場が修補の中途で付設することになったものであり、当初の設計案では拝所区画が墳丘区画と比べて狭小であったことを指摘した。この狭小な拝所区画というイメージは、同図が描く拝所区画と一致しているといえる。すなわち、同図は拝所区画の仕様が変更する以前に作成された完成予想図である可能性が高いと考えられる。

続いて、絵図②を検討する。同図では、墳丘区画が当初の仕様にあった菱垣ではなく、柵で囲繞されている。同図の原図か祖本と同じくする写本とおぼしき「兵庫阿保親王御廟所図」では、この柵や墳丘正面の門は灰色に彩色されており、石製のように見える。また、拝所区画を見ると、区画周囲に柵や石垣が設けられているほか、参道に四半敷の敷石が見られる。このように、同図の描く当墓の姿は、村方の仕様帳から想像されるものと大きく相違しており、文政期修補の竣工図とするには、問題が多いことがわかる。

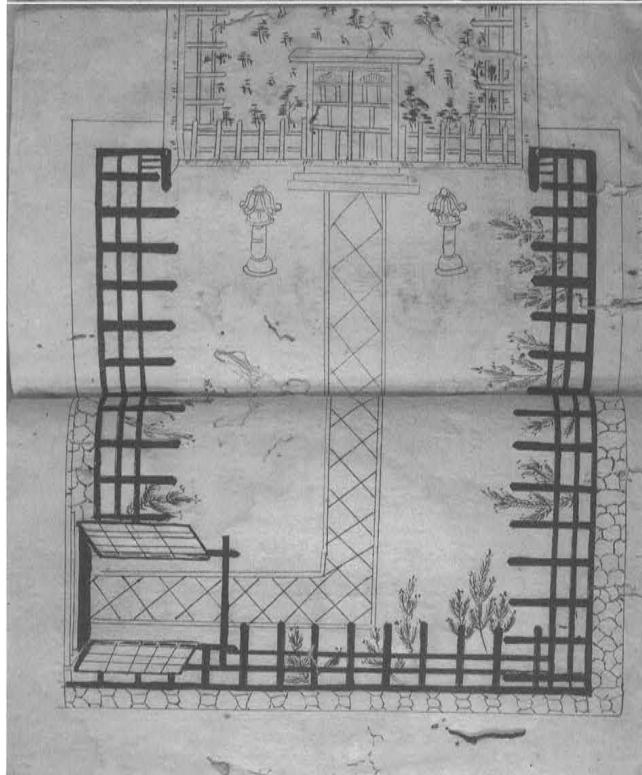
最後に、残る絵図③を見てみたい。同図の拝所区画は、東西長40間、南北長10間という、親王寺が申告した東西に長い区画をよく表現しているといえる。菱垣が墳丘区画の周囲を廻る様も、村方が提示した仕様



絵図①



絵図③



絵図②

第16図 「一件記録」所収絵図

と相違ない。また、同区画北辺の湾曲は当墓の現況測量図でも認められる。したがって、同図は、文政期修補直後の当墓の姿を、誇張をあまり交えずに描いた絵図であると考えられる。  
(的場)

#### (4) 小結

以上、山口県文書館所蔵史料を用いて、文政期に行われた当墓修補の具体的な内容を考察した。最後に文政期修補と当墓の現況との関係について簡単に触れておく。本稿で示した文政期修補の内容は、当墓の現況とは相違する部分が多くある。例えば、墓前広場の入口は、文政期修補時点では区画西部に設けられているが、現在は南部中央に入口があり、そこから拝所まで一直線に参道が延びている。岸本氏は「1823（文政六）年の墓所修理を経て…（中略）…、現在に至る」と当墓の沿革を概説するが、実は文政期修補後にも看過しがたい変更が加えられているのである。したがって、当墓の現況を理解するためには、こうした文政期修補後の改変への目配りも必須といえるが、これについては後考を俟ちたい。  
(的場)

## まとめ

ここまで述べてきたように、本稿では阿保親王墓において実施した墳丘外形調査の報告をおこなった。また、当墓に関連する史資料として、当墓から比較的近い位置に所在している親王寺が所蔵する当墓からの出土が伝えられる資料や山口県文書館が所蔵する文献史料についての調査を実施し、その報告もあわせておこなった。

以下にその内容をまとめておく。

墳丘外形調査では、当墓の現況といえる上円下方墳とでも呼ぶべき形状は、江戸期（文献史料から確認できるのは文政期やその後）の改変を受けた結果である可能性が高く、現況が古墳の痕跡を反映しているわけではないことが確認できた。

しかし、当墓に古墳としての痕跡がまったくみとめられないというわけではない。今回の調査では、葺石に由来すると思われる石材、底部を含む円筒埴輪や円筒埴輪列が確認されており、当墓の敷地内に古墳が存在していたことは確実といえる。そして、確認された円筒埴輪列が直線状となる可能性が高いことを踏まえれば、その墳形には直線部分が含まれていたであろうことを推測することができる。

そのような直線部分を墳丘にもつ古墳の形状としては、前方後円墳、前方後方墳、方墳などを候補とすることができる。さらに、次にふれるように円筒埴輪の時期が川西編年のⅢ期を示すとすれば、前方後円墳もしくは方墳となる可能性が高いといえるかもしれない。

今回の調査において採集された円筒埴輪の底部片は第1段高が12cmであり、これを積極的に評価すれば川西編年Ⅲ期のものと判断することができる。この評価が正しいとすれば、上でふれた墳形の評価ともあわせて、当該地域における首長墓の変遷だけでなく、近隣も含めた古墳時代史について再考をうながすことになるかもしれない。

親王寺が所蔵する出土品の調査では、4面の鏡と5点の石帶を対象とした。鏡では、縁部付近のみの小片（第9図4、図版9-2）が、外区の最外周にみられる鋸歯紋が内側を向くという特徴を手がかりにして、目録125鏡（三角縁波紋帶三神三獸鏡）と同範鏡である可能性を指摘した。これが妥当で、親王寺が所蔵する鏡の一括性が認められるとすれば、この鏡群は後漢鏡1面と三角縁神獸鏡の波紋帶鏡群3面から構成されるものとして評価できる。また、これに現在は所在不明の陳孝然作三角縁波紋帶四神三獸博山炉鏡がくわわるとすれば、波紋帶鏡群が4面という異例の共伴数を示すこととなる。

従来の所見では、親王寺の近隣においてこのような鏡群が副葬された古墳として想定されるのは当墓のみであったが、上述した円筒埴輪の帰属時期が正しいとすれば、そのような想定についても再考が必要かもしれない。

また、石帶については当墓の東側近傍に所在した「四ツ塚」の内の一つから出土したとされるもので、丸鞠2点、巡方2点、蛇尾1点から構成されている。ほかに例をみないような材質の石材が使用されており、非常に稀少な資料として評価することができる。その製作時期については、平安時代前半である可能性が高いようである。

文献史料の調査では、すでに指摘があるように当墓が文政期に長州（萩）藩の関与によって修補されたことを追認する一方で、その内容を当墓の現況と比較すると異なる部分も多々あることを指摘した。例えば、当墓における現在の参道は拝所から直線的に南北方向へとのびて南側から出入りするが、文政期の修補において参道は途中で屈曲しており西側から出入りする状況だったようである。

したがって、当墓の現況を鑑みると文政期以降にも何らかの改変がおこなわれたことは確実であるが、その時期や内容については不明な点が多い。また、親王寺の寺伝における「元禄4年（1691）10月22日の阿保親王850年忌を機に、毛利家の手で親王墓の修復がなされ」<sup>(42)</sup>たという記載との整合性も今後検討する必要があろう。

今回、当墓の墳丘外形調査を実施するにあたっては、測量調査のみではなく、関連する出土品の調査や史料の調査もあわせて実施し、関連する史資料を含めて当墓を網羅的に検討することを試みた。今回の報告が

何らかの点で今後の研究に寄与するところがあれば幸いである。

(加藤・土屋・的場)

## 註

- (1) 遺跡名称は芦屋市のホームページに掲載されている「芦屋市埋蔵文化財包蔵地位置図」において確認した（平成30年12月12日現在）。
- http://www.city.ashiya.lg.jp/gakushuu/maizoubunkazaikeinsaku.html
- (2) 藤岡弘・勇正人「翠ヶ丘古墳群」『新修芦屋市史』資料篇1、芦屋市役所、1976年。
- (3) 「続日本後紀」同日条。
- (4) 近世における阿保親王墓伝承地及び長州藩による治定・修補の経緯については、以下の論文に詳しい。
- 岸本 覚「長州藩藩祖廟の形成」『日本史研究』第464号、2001年。
- 同「阿保親王廟の創出と長州藩」『歴史検証 天皇陵』（『別冊歴史読本』78）新人物往来社、2001年。
- (5) 明治8年9月2日付け兵庫県甲第929号「阿保親王御墓掌丁之儀御届」（『諸陵寮回議冊』甲4、宮内公文書館所蔵、識別番号：41622）。
- (6) 「平城天皇々子阿保親王御墓考証」（宮内公文書館所蔵、識別番号：40720）。
- (7) 加藤一郎「阿保親王墓外構柵改修工事に伴う立会調査」『書陵部紀要』第60号、宮内庁書陵部、2009年。
- (8) 芦屋市教育委員会「翠ヶ丘古墳群（第3地点）第2次確認調査結果報告書」、2005年。
- (9) 『打出史話』や『新修芦屋市史 資料篇1』で指摘されているとおり、明治の中頃まで、字広野一番地・字花園十四番地・字花園無番地・字花園三番地の四か所に、それぞれ石室を有する古墳があったようであるが、その後道路または宅地となって消失した。
- 天王寺谷勘太夫『打出史話』1940年。
- 藤岡弘・勇正人「四ツ塚」『新修芦屋市史』資料篇1、芦屋市役所、1976年。
- (10) 市村高男編『御影石と中世の流通—石材識別と石造物の形態分布—』高志書院、2013年。
- (11) 用語については次の文献を参考にした。
- 谷川章雄「近世墓標の類型」『考古学ジャーナル』No.288、ニュー・サイエンス社、1988年。
- (12) 藤岡弘・勇正人「阿保親王塚古墳」『新修芦屋市史』資料篇1、芦屋市役所、1976年。
- 村川行弘「親王塚・親王寺所蔵遺物の再検討」『考古学雑誌』第65巻第3号、日本考古学会、1979年、46頁。など
- (13) 岡村秀典「後漢鏡の編年」『国立歴史民俗博物館研究報告』第55集、国立歴史民俗博物館、1993年。
- (14) 下垣仁志『三角縁神獸鏡研究事典』、吉川弘文館、2010年。
- (15) 藤丸詔八郎「三角縁神獸鏡の製作技術について一同範鏡番号74鏡群の場合一」『北九州市立自然史・歴史博物館研究報告』B類歴史第2号、北九州市立自然史・歴史博物館、2005年。
- (16) 岸本直文「三角縁神獸鏡製作の工人群」『史林』第72巻第5号、史学研究会、1989年。
- (17) 岩本 崇「三角縁神獸鏡の生産とその展開」『考古学雑誌』第92巻第3号、日本考古学会、2008年。
- (18) 註(17)に同じ。
- (19) 武藤 誠（編）『新修芦屋市史』資料篇2、芦屋市役所、1986年、553頁。
- (20) 註(19)に同じ、558頁。
- (21) 武庫郡教育会（編）『武庫郡誌』、武庫郡教育会、1921年、370頁。
- (22) 下垣仁志「失われた鏡を求めて」『古墳時代銅鏡論考』、同成社、2018年、409頁。
- (23) 註(17)に同じ。
- (24) 『阿保親王御廟證議』と『兵庫打出村阿保親王御墓之図』には「四ツ墓」とあるが、先行研究では「四ツ塚」と呼ぶのが通例のようであるため、ここでもそれに従って「四ツ塚」と呼ぶ。
- (25) 梅原末治「摂津武庫郡に於ける二三の古式墳墓（二）（摂津の古墳墓統編其二）」『考古学雑誌』第13巻第2号、日本考古学協会、1922年、72頁。
- (26) 村川行弘「第2章 考古学上からみた芦屋」『新修芦屋市史』本篇、芦屋市役所、1971年、150頁。

- 村川行弘「親王塚・親王寺所蔵遺物の再検討」、註（12）と同じ、244頁。
- (27) 各部名称については、以下の文献を参考にした。  
平尾政幸「平安京の石製鎧具とその生産」『研究紀要』第7号、財団法人京都市埋蔵文化財研究所、2001年。
- (28) 註（25）と同じ、75頁。
- (29) 村川行弘「第2章 考古学上からみた芦屋」、註（26）と同じ。
- (30) 註（27）と同じ。
- (31) 田中広明「律令時代の身分表象（I）一帯飾具の生産と変遷ー」『土曜考古』第15号、土曜考古学研究会、1990年。  
田中広明『地方豪族と古代の官人—考古学が解く古代社会の権力構造』柏書房、2003年。
- (32) 村川行弘「親王塚・親王寺所蔵遺物の再検討」、註（12）と同じ。  
以下、本章中における村川氏の見解は同論文による。
- (33) 岸本 覚「阿保親王廟の創出と長州藩」、註（4）と同じ。  
以下、特に断らない限り、本章中における岸本氏の見解は同論文による。
- (34) 毛利家文庫、請求番号：3公統103。
- (35) 毛利家文庫、請求番号：3公統102。武藤 誠編『新修芦屋市史』資料篇2、芦屋市役所、1986年、522～574頁に全文  
が翻刻されている。
- (36) 山口県文書館編『山口県文書館史料目録』1 毛利家文庫目録 第1分冊、1963年。
- (37) 西田孝司「河内大塚山古墳の内部構造ー『阿保親王事取集』に見える「磨戸石」の記述からー」『ヒストリア』第159号、  
1998年。
- (38) 明治期以降の毛利家による家史編纂事業の概要については、下記の論文を参照。  
広田暢久「毛利家編纂事業史（其の一）」～「同（其の四）」『山口県文書館研究紀要』第3・6～8号、1974・79～81年。  
山崎一郎「毛利家文庫の形成過程と文書群構造」『山口県文書館研究紀要』第37号、2010年。
- (39) 毛利家文庫、請求番号：54目次7。
- (40) 当該期における長州藩の遠祖廟調査・修補事業の経緯については、下記の論文を参照。  
岸本 覚「長州藩藩祖廟の形成」、註（4）と同じ。
- (41) 請求番号：58 絵図1100。
- (42) 註（12）村川文献38頁。

## 【付記】

今回の報告の第14図および図版10において使用した画像は、国立歴史民俗博物館が所蔵する『聯濤閣集古帖』に所収されているものである。使用した画像は、総合資料学情報基盤システム（khirin）のホームページよりえた。

<https://khirin-ld.rekihaku.ac.jp>

また、第6、13、15、16図において使用した画像は、山口県文書館における調査時に撮影し、掲載にあたっては同館の了承  
をえた。